

令和7年（2025年）11月14日
午前9時20分～午前10時20分
於：高層棟4階 特別会議室
行政経営部 企画財政室

令和7年度 第3回政策調整会議 令和8年度（2026年度）の組織改正について

本市が抱える政策課題に対応するため、限られた職員数の中で効果的かつ効率的に行政運営を行うことのできる体制となるよう、組織改正を行います。

1 令和8年度組織改正の考え方

令和8年度の組織については、令和6年度（2024年度）の組織改正後の調整を行うとともに、政策課題に対応するため、限られた職員数の中で効果的かつ効率的に行政運営を行うことのできる体制となるよう、下記2点の視点を念頭に置き、組織改正を行うものです。

- (1) 政策課題に対応するための組織の整理
- (2) 現状に応じた業務と組織の最適化

2 組織改正の概要

(1) 税務部 債権管理課

強制徴収公債権のほか非強制徴収公債権・私債権の債権管理に、より一層注力するに当たり、関係室課に対して適切な指導・助言ができるよう、課の体制を見直し室組織へ移行した上で、名称を「債権管理室」とします。

(2) 市民部 市民課、山田出張所、千里丘出張所及び千里出張所

高度化・複雑化する戸籍やマイナンバー等業務については、市民課のみならず各出張所も含めた組織マネジメントの最適化をより推進し、対応する必要があります。

市民課については、従来より次長級職員を継続的に配置しており、実質的に室組織の役割を果たしている状況を鑑み、室組織へ移行した上で、名称を「市民室」とするとともに、現在、市民部の所属となっている各出張所については、組織マネジメントの最適化を図るため、市民室の所属と改めます。

(3) 市民部 市民総務室

令和8年（2026年）6月の「おくやみコーナー」の運用開始に伴い、市民総務室の総合相談窓口としての位置づけがより明確となるよう、市民総務室の名称を「市民相談室」へ変更します。

(4) 都市計画部 都市計画室、計画調整室及び資産経営室

現在、千里ニュータウン地域をはじめとして、活用地の創出を伴う大規模な開発が複数予定されており、市としても施策の検討や関係団体との協議・調整等を進める必要がありますが、所管が都市計画室と計画調整室に分かれており、調整や連携等の面で課題があります。窓口を一元化することで、企画立案から事業化まで切れ目のない検討が可能となるよう、都市計画室の企画担当業務を計画調整室へ移管します。

また、引き続き企画・予算の相互連携を図るため、併せて都市計画室の建設予算担当業務を計画調整室へ移管するとともに、資産経営室の公共施設最適化業務の一部を計画調整室へ移管します。

(5) 消防本部 総務予防室及び警防救急室

平成28年（2016年）4月1日に総務課及び予防課を総務予防室へ、警防課、救急課及び救助課を警防救急室へそれぞれ統合しましたが、現状においては室内での連携・補完機能が十分に発揮できていない状況にあります。

こうした現状を鑑み、各専門分野に注力することで、より効果的・効率的に業務が遂行でき、組織力の向上が図られるよう、総務予防室を「企画総務室」及び「安全監理室」に、警防救急室を「警防戦略室」及び「救急救助室」にそれぞれ分割します。

【参考】組織数の推移	
(令和7年（2025年）4月1日現在)	18部、60室、33課
(令和8年（2026年）4月1日予定)	18部、64室、31課

3 今後の予定

令和7年（2025年）11月14日	政策調整会議
11月下旬	組織改正に係る市議会議員報告
令和8年（2026年）3月下旬	市報すいた4月号 掲載
4月1日	吹田市事務分掌規則及び関連規則 施行